令和7年度	道路橋梁維持管理業務
	相生市道路付属物点検業務委託

設計書

(当初設計)

業務番号

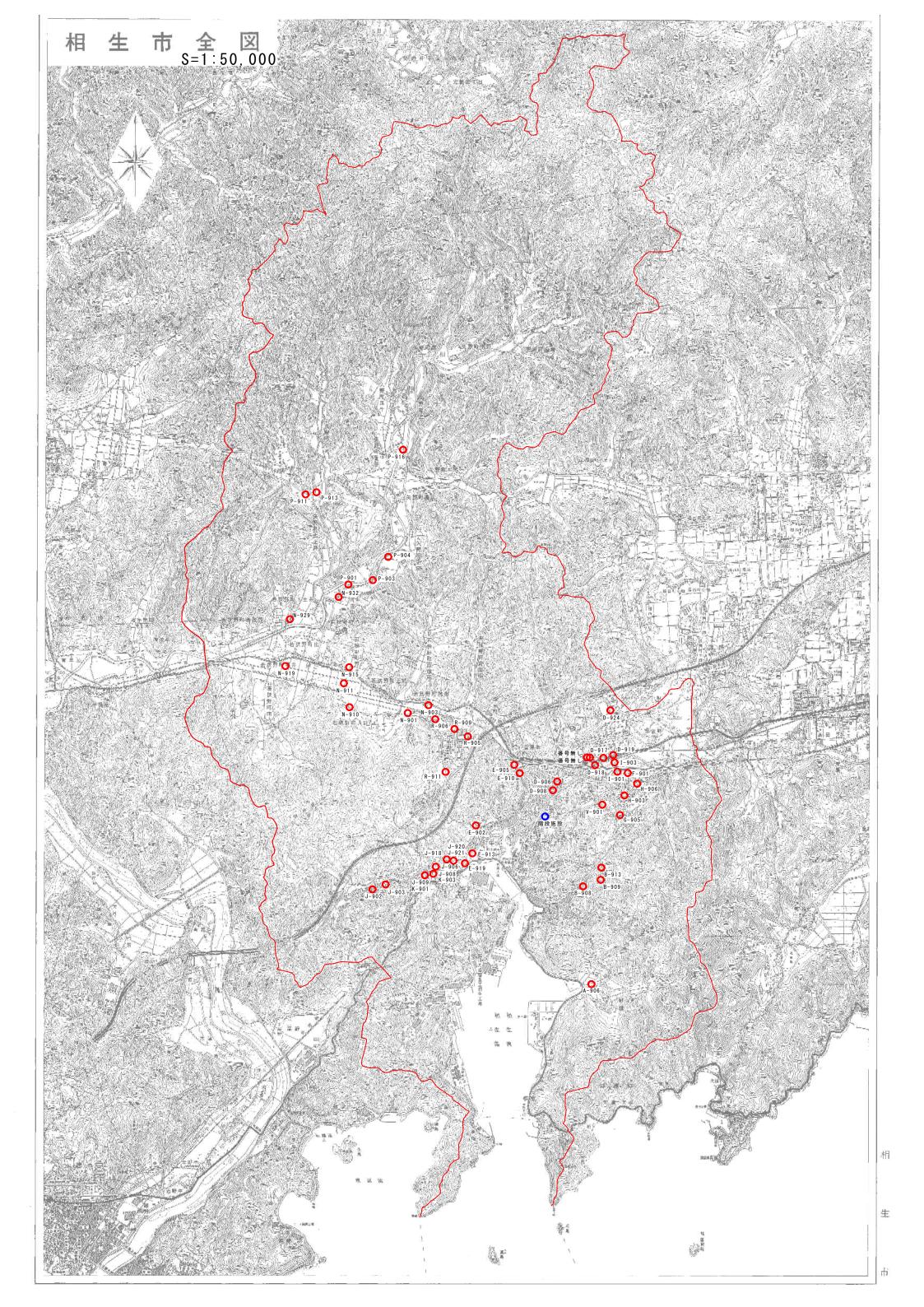
業務名 道路付属物点検

履行場所 相生市市内一円地内

工 種 道路付属物点検

相生市 建設農林部 都市整備課・

	委	 託 費		概 要	
基準適用日 07/08/01	実 施 金 額	今回金額	増減額	相生市道路付属物点検業務委託	
設計額(内消費税額)	()	()	()	計画準備 1 現地踏査 53	. 0式 . 0式 箇所 . 0式
請負額(内消費税額)	()	()	()	道路付属物点検 近接目視(リフト車による点検) 11 近接目視(徒歩点検) 41 点検調書作成 52 階段施設点検	箇所 箇所 箇所
執行方法	委託	竣工期限	令和8年3月31日限り		. 0橋 . 0橋
起工理由					



総括情報表

単価適用年月日	0-07. 08. 01 (0)		
	今回	前	回
旅費交通費率計上	今 回 01 自動率計上する		

頁0-0002/0015

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単 価	金額	備
雪査・計画業務費			, , ,		
調査・計画					
共通					
打合せ等					
打合せ等					
	1	業務			施工 第0-0001号内訳表
計画準備					
	1	式			施工 第0-0002号内訳表
現地踏査					
道路付属物52箇所、階段施設1箇所	53	箇所			施工 第0-0003号内訳表
報告書作成					
	1	式			施工 第0-0004号内訳表
道路付属物点検					

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数量单	鱼 位 単 価	金額	備考
道路付属物点検				
近接目視(リフト車による点検)				
道路付属物	11	箇所		施工 第0-0005号内訳表
機械器具費(リフト車)				
	1	E .		施工 第0-0006号内訳表
近接目視(徒歩点検)				
道路付属物	41	箇 所		施工 第0-0008号内訳表
点検調書作成				
道路付属物	52	箇所		施工 第0-0009号内訳表
階段施設 点検				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •
階段施設点検				
近接目視(リフト車による点検)				
階段施設	1	橋		施工 第0-0010号内訳表
機械器具費(リフト車)		1114		NETT NA COTO 3 I 1M/25/
	1	E I		施工 第0-0006号内訳表

頁0-0004/0015

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単位	単	価	金	額	備	考
点検調書作成									
階段施設		1	橋					施工 第0-0011号内訳表	
直接費計 旅費〇、電子〇									
電子成果品作成費									
			式						
旅費交通費 (率計上)									
			式						
純調査費									
諸経費									
			式						
調査計画作業価格									
業務価格計									
消費税相当額									
			式						

		工事費内訳書		頁0-0005/0015
総計	費目・工種・種別・細目	数量単位単価	金 額 備	考

施工単価表 施工 第0-0001号内訳表

頁0-0006/0015

打合せ等					211	
[規格1]	[規格2]))/ //.	[摘	要]	1	業務当
名 称 · 規 格	数量	単位	単 価	金額	備	考
主任技師 (大学卒18年以上)		人			1 直接人件費	
(八子十10十公工)						
技師(A)					1 直接人件費	
(大学卒13年以上)		人				
++					1 本拉 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
技師(B) (大学卒8年以上)		人			1 直接人件費	
(八子十0十5五)						
単位当り	1	業務				
v 27/7		_1	打合せ			
A 区分 B 中間打合せ回数(回)		=1 =1	中間打合せ回数(回)			

				単価表 ໝ	工 第0-0002号内訳表	頁0-0007/0015
計画準備						
[規格1] []	現格 2]))/ /4-		摘要]	1	式 当り
名称•規格	数量	単位	単 価	金額	備工艺技術	考
主任技師 (大学卒18年以上)	0.78	人			1 直接人件費	
技師(A) (大学卒13年以上)	1.72	人			1 直接人件費	
技師(B) (大学卒8年以上)	1.84	人			1 直接人件費	
技師(C) (大学卒5年以上)	0.94	人			1 直接人件費	
技術員 (大学卒1年以上)	0.70	人			1 直接人件費	
単位当り	1	式				

施工単価表 施工 第0-0003号内訳表

頁0-0008/0015

	現地踏査												
[規格1]					[規格2]]				[摘	要]道路付	属物50箇所、	階段施設1筐
	名 称	•	規	格	数	量	単	位	単	価	金	額	

[規格1]	[規格2]		[指	商要]道路付属物50箇所、		箇所	当り
名 称 · 規 格	数量	単 位	単 価	金額	備	考	
主任技師 (大学卒18年以上)	1.50	人			1 直接人件費		
技師(A) (大学卒13年以上)	2.86	人			1 直接人件費		
技師(B) (大学卒8年以上)	3.04	人			1 直接人件費		
技師(C) (大学卒5年以上)	3. 22	人			1 直接人件費		
技術員 (大学卒1年以上)	2.40	人			1 直接人件費		
合 計	100	箇所					
単位当り	1	箇所					

施工単価表 施工 第0-0004号内訳表

頁0-0009/0015

報告書作成			/ 4 🗀 🗀	十一川コン・施工	第0-0004万円抓衣	貝0-0009/00.	19
[規格1]	「規格 2]		[摘	要]	1	式	当
名 称 ・ 規 格		単 位	単価	金額		式	
主任技師	7,	, ,	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		1 直接人件費	<u> </u>	_
(大学卒18年以上)	0.74	人					
() () () () () () () () () ()		, ,					
技師(A)					1 直接人件費		
(大学卒13年以上)	2. 08	人					
() () () () () () () () () ()		, ,					
技師(B)					1 直接人件費		
(大学卒8年以上)	2.68	人					
技師(C)					1 直接人件費		_
(大学卒5年以上)	2.62	人					
技術員					1 直接人件費		
(大学卒1年以上)	2.70	人					
() () () () () () () () () () () () () (, ,					
							_
単位当り	1	式					
							_
							_
							_
							_

施工単価表 施工 第0-0005号内訳表

頁0-0010/0015

近接目視	(リフト車	による点検)	
	\ / / I 	1~の シハバス	

近接日倪(リノト単によるA [規格1]	「規格 2]			要]道路付属物	100	箇所 当り
名 称 ・ 規 格	数量	単 位	単価	金額		考
主任技師 (大学卒18年以上)	0. 20	人			1 直接人件費	
技師(A) (大学卒13年以上)	4.04	人			1 直接人件費	
技師(B) (大学卒8年以上)	6. 80	人			1 直接人件費	
技師(C) (大学卒5年以上)	7. 18	人			1 直接人件費	
技術員 (大学卒1年以上)	6.08	人			1 直接人件費	
合 計	100	箇所				
単位当り	1	箇所				

機械器具費(リフト車)			力	施工	単価表 施コ	二 第0-0006号内訳表		頁0-0011/	/0015
	[規格2]			[摘 []]	五]		1	目	当り
名 称 · 規 格	数量	単 位	単	価	金額	備			
高所作業車運転(賃料)		, ,	,	1,		7119			
	1	日							
運転手(一般)	1	人							
単位当り	1	日							

施工単価表 施工 第0-0008号内訳表

百0-0012/0015

近接目視(徒歩点検)	ルビューー 川山 4× 施工 第0-0008 号内訳表						/0015
「規格 1]	[規格 2]		[摘要〕道路付属物	100	箇所	当
名 称 ・ 規 格		単位	単価		備	<u>箇所</u> 考	
技師(A)					1 直接人件費	-	
(大学卒13年以上)	2.74	人					
技師(B)					1 直接人件費		
(大学卒8年以上)	5. 78	人					
技師(C)					1 直接人件費		
(大学卒5年以上)	5. 14	人					
技術員					1 直接人件費		
(大学卒1年以上)	5. 16	人					
A =1	100	<i>₩</i> ===					
合 計	100	箇所					
単位当り	1	箇所					
	1	回刀					

施工単価表 施工 第0-0009号内訳表

頁0-0013/0015

点検調書作成			, : _	十 川山 1 施上	710 0000 71 11/12	貝0-0013/	0010
[規格1]	「規格2〕		「接	要]道路付属物	100	箇所	当
名称・規格	[規格2] 数	単位		金額		考	
主任技師		مندا ا	, јщ		1 直接人件費		
(大学卒18年以上)	0.14	人					
() (1) (1) (1)	, , , , ,						
技師(A)					1 直接人件費		
(大学卒13年以上)	3. 12	人			, , , , , , ,		
技師(B)					1 直接人件費		
(大学卒8年以上)	4.66	人					
技師(C)					1 直接人件費		
(大学卒5年以上)	3. 66	人					
技術員					1 直接人件費		
(大学卒1年以上)	4.48	人					
合 計	100	箇所					
W. H. M. A.		tata ====					
単位当り	1	箇所					

施工単価表 施工 第0-0010号内訳表

頁0-0014/0015

近接目視	(リフト重	[による点検)
	ヘノ / 1 	コーチ シャルカスノ

	「規格2]		「摘	要] 階段施設	1	橋 当り
名 称 ・ 規 格	数量	単位	単 価	金額	備	考
主任技師 (大学卒18年以上)	0. 12	人			1 直接人件費	
技師(A) (大学卒13年以上)	0.70	人			1 直接人件費	
技師(B) (大学卒8年以上)	1.40	人			1 直接人件費	
技師(C) (大学卒5年以上)	1.30	人			1 直接人件費	
技術員 (大学卒1年以上)	0.38	人			1 直接人件費	
単位当り	1	橋				

施工単価表 施工 第0-0011号内訳表

頁0-0015/0015

点検調書作成			/ *		7,10 0011.71.11(1)	0010/0010
「規格1]	[規格 2]			摘要] 階段施設	1	橋 当り
名 称 · 規 格	数量	単 位	単 価	金額		考
主任技師 (大学卒18年以上)	0.50	人			1 直接人件費	
技師(A) (大学卒13年以上)	1.00	人			1 直接人件費	
技師(B) (大学卒8年以上)	1.00	人			1 直接人件費	
技師(C) (大学卒5年以上)	0.75	人			1 直接人件費	
技術員 (大学卒1年以上)	0.75	人			1 直接人件費	
単位当り	1	橋				

	数	量	総	括	表				
業務名相生市道路付属物点検業務委託								道路村 首路付属	喬梁維持管理事業 属物点検等業務委託
工種・種別・細別 名 称	規格		算		式		数量	単位	摘要
設計業務委託									
道路施設点検業務									
打合せ						1.0	1.0	式	
計画準備						1.0	1.0	式	
現地踏査						53. 0	53. 0	箇所	
報告書作成						1.0	1.0	式	
道路付属物点検									
近接目視	リフト車による点検					11. 0	11.0	箇所	
近接目視	徒歩点検					41.0	41.0	箇所	
点検調書作成						52. 0	52. 0	箇所	
階段施設点検									
近接目視	リフト車による点検					1.0	1.0	橋	
点検調書作成						1.0	1.0	橋	

道路付属物点検業務委託

特記仕様書

令和7年8月 相生市都市整備課

道 路 付 属 物 点 検 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、相生市(以下、委託者という。)が受託者へ委託する「道路付属物点検業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用するものとする。

第2条 業務の目的

本業務は、平成25年度に実施した前回業務の点検結果を踏まえ、道路付属物の変状等の異常を 把握するとともに、効率的な維持修繕措置の必要性を判断するため、道路付属物の点検を行うこと を目的とする。

第3条 履行期間

本業務の履行期間は、契約日から令和8年3月31日までとする。

第4条 準拠法令等

本業務は、本特記仕様書及び設計図書によるほか、以下の関係法令等を準拠し実施するものとする。

- (2) 付属物(標識、照明施設等)の点検要領
- (3) 横断歩道橋定期点検要領
- (4) 相生市財務規則
- (5) その他関係法令、通達

第5条 道路付属物定期点検員等

本業務に従事する管理技術者及び照査技術者は、以下のいずれかの資格を有するものとする。

- •技術士(総合技術監理部門:道路、建設部門:道路)
- ・RCCM(道路)の資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

第6条 担当技術者

担当技術者は過去5年以内に兵庫県内の自治体(県を除く)において道路付属物点検業務を履行した実績を有する者を配置するものとする。なお、着手時に業務経歴書を提出するものとする。

第7条 提出資料

受託者は、本業務の契約締結後速やかに以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 業務工程表
- (4) 管理技術者届及び照査技術者届(経歴書含む)
- (5) 各種資格証及び取得証明書等
- (6) その他委託者が示す書類

第8条 貸与資料

委託者は、本業務に必要と認められる資料を受託者に貸与できるものとし、受託者は貸与された資料 について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後に速や かに委託者に返却するものとする。また、複製した資料は、作業終了後速やかに廃棄処分を行うものとす る。

第9条 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行により知りえた情報を委託者の承認を得ずに第三者に漏らしてはならない。 また、本業務の業務完了後においても同様とする。

第10条 品質及び環境管理

本業務の履行にあたって受託者は、品質管理の向上及び環境配慮の取組として、品質マネジメントシステム(ISO9001))の認証を取得しているものとする。

第11条 成果品の帰属

本業務による成果の著作の権利・所有の権利は、データ作成及びデータ運用において使用する、市 販ソフトウェアの著作権を除き、作業過程のものを含み、全て委託者に帰属するものとする。また、委託 者の承諾なく、本業務内容及び成果等を他に利用することや情報漏洩をしてはならない。

第12条 交通安全管理

本業務実施にあたり、交通状況を十分に把握し、調査員の人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じるものとする。

本業務に起因して第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置するものとする。本業務で使用する車両速度については、法定速度を遵守し、交通の流れを妨げない速度で実施するものとする。

第13条 契約不適合責任

業務終了後、引き渡された成果物が契約不適合である場合、委託者は受託者に対し、成果物の修補、 代替物の引渡し、又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。この場合、 受託者は速やかに無償で対応しなければならない。

第14条 疑義等

本仕様書に明示されていない事項及び疑義を生じた場合については、速やかに監督員と協議を行ない決定するものとする。

第2章 道路付属物調查

第15条 業務概要

本業務の概要は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備・・・・1式

(2) 現地踏査 ・・・51箇所

(3) 道路付属物施設点検

①道路標識施設点検

a. 徒歩点検 ・・・41箇所

b. 高所作業車点検 ・・・9箇所

(4) 横断歩道橋点検

①階段施設点検

a. 高所作業車点検・・・・1箇所

(5) 点検調書作成 ・・・51箇所

(6) 報告書作成 ・・・1式

(7) 打合せ協議・・・・1式

第16条 計画準備

本業務の実施にあたり、業務の目的・仕様・貸与資料及びデータの性質を十分に把握した上で、合理 的かつ正確に作業を実施するために作業方法、使用する主要な機器、人員配置、工程計画を立案し、業 務実施計画書を作成するものとする。

第17条 現地路査

現地踏査を行い、現地点検に必要となる点検機材や作業車の駐車スペース等を確認するとともに、点 検に先立ち施設位置図面と現地の対象物との整合を図り、図面等の記載内容について誤りを発見した場 合は、監督員に報告の上、修正を行うものとする。

第18条 道路付属物施設点検

(1) 対象箇所

標識・照明施設点検については、頭上に設置された施設など、第三者被害が想定されるものを対象とする。

(2) 近接目視点検

所定の部位に対して近接目視を行う。なお、高所作業が伴う場合は、高所作業車により 実施するものとする。作業時に交通誘導員を設置し、交通往来に支障が発生しないように 留意して実施すること。必要がある場合は、関係機関との協議も実施するものとする。 (点検部位)

・支柱の基部

・鋼材部(亀裂、腐食、ゆるみ、脱落、破断)

(3) 応急措置等

点検で異常を把握した場合は、ナットの締め付け、落下の可能性のある部品等、可能な限り応急措置を行うものとする。異常個所は、応急措置を施した後、すみやかに委託者へ報告を行うものとする。

(4) 点検結果の判定

点検結果については、点検要領に基づき判定を行うものとする。

第19条 点検調書作成

点検記録については、別紙の記録様式に従い記録を行うものとする。記入要領については、「点検要領」に準じるものとする。

第20条 報告書作成

本業務の点検記録票、写真台帳、点検業務総合評価表を報告書の体裁にとりまとめるものとする。また、道路付属物一覧表を作成するものとする。

第21条 打合せ協議

受託者は、打合せ協議を業務着手時、中間時および成果品納入時に行うことを原則とするが、必要があれば委託者と受託者が協議し適宜行うものとする。

第3章 成果品

第22条 成果品

本業務の成果品としては、下記のとおりとする。

(1) 報告書 2部

(2) 電子データ 1式

第23条 成果品の検査

業務の完成後、本特記仕様書に指定された成果品一式を納品し、速やかに検査を受けなければならない。